

新潟市告示第 4 9 5 号

道路の供用開始について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき，道路の供用を次のように開始する。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市南区建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 1 9 年 6 月 3 0 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の種類	路線名	区 間	供用開始年月日
市道	万年田尾線	新潟市南区万年字浦 83 番 1 地先から 新潟市南区上八枚字櫛下浦 1653 番 1 地先 まで	平成 1 9 年 6 月 3 0 日
市道	白根 1 - 5 2 8 号線	新潟市南区新飯田字古町 1106 番 1 地先から 新潟市南区新飯田字古町 1101 番地先まで	